

## 核融合科学研究所安全監視委員会設置条例

### (設置)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所（以下「研究所」という。）の周辺における環境を保全し、及び住民の安全を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、岐阜県、多治見市、瑞浪市及び土岐市（以下「関係縣市」という。）が共同設置する同法第138条の4第3項に規定する市長の附属機関として、核融合科学研究所安全監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 研究所の周辺における環境の保全に必要な監視及び測定に関すること。
- (2) 研究所における災害及び事故の防止に関すること。
- (3) 研究所又はその周辺において発生した大規模災害又は事故への研究所による対応の状況に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、研究所の周辺における環境の保全及び住民の安全の確保に関し、委員会が必要と認めること。

### (委員の報酬等)

第3条 委員会の委員の報酬の額は、多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年条例第3号。以下「非常勤特別職報酬条例」という。）第2条の規定にかかわらず、日額32,000円を超えない範囲内において、関係市長が協議して定める。

2 委員会の委員の費用弁償の額は、非常勤特別職報酬条例第4条の規定にかかわらず、関係市長の常勤の職員に支給する通勤手当又は旅費の額との権衡を考慮して、関係市長が協議して定める。

3 前2項の報酬及び費用弁償の支給方法は、非常勤特別職報酬条例第5条の規定にかかわらず、関係市長が協議して定める。

### (委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、関係市長の長が協議して定める。

### 附 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。